

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年11月12日
【四半期会計期間】	第68期第2四半期（自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日）
【会社名】	生化学工業株式会社
【英訳名】	SEIKAGAKU CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 水谷 建
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号
【電話番号】	03（5220）8950（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 関 広之
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号
【電話番号】	03（5220）8950（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 関 広之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第67期 第2四半期 連結累計期間	第68期 第2四半期 連結累計期間	第67期
会計期間	自平成24年4月1日 至平成24年9月30日	自平成25年4月1日 至平成25年9月30日	自平成24年4月1日 至平成25年3月31日
売上高 (百万円)	13,239	15,405	26,639
経常利益 (百万円)	1,781	3,783	4,302
四半期(当期)純利益 (百万円)	1,266	3,118	3,256
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	1,010	3,373	4,723
純資産額 (百万円)	58,314	63,979	61,316
総資産額 (百万円)	67,100	72,934	70,471
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	22.29	54.90	57.33
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	86.9	87.7	87.0
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,204	3,811	4,345
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	3,826	2,204	7,564
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	814	514	1,627
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	7,568	7,709	6,410

回次	第67期 第2四半期 連結会計期間	第68期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自平成24年7月1日 至平成24年9月30日	自平成25年7月1日 至平成25年9月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	10.51	17.28

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載して
 いません。
 2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 3. 「潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額」につきましては、潜在株式がないため記載して
 いません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な
 変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

なお、平成24年8月に当社が勝訴したジェル・ワンの特許侵害訴訟に対して、平成25年10月にジェンザイム社から連邦巡回区控訴裁判所に控訴の提起がありました。当社は、引き続きジェル・ワンを防御するため、適切な法的手続きを講じていきます。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間（平成25年4月1日～平成25年9月30日）の売上高は、前年同期と比べ16.4%増の154億5百万円となりました。これは、単回投与の米国向け関節機能改善剤ジェル・ワンをはじめとする海外医薬品の販売数量増加や、円安効果によるものです。

営業利益は、売上増に加え、ジェル・ワン訴訟費用や研究開発費を中心に販売費及び一般管理費が減少したことにより、163.3%増の34億8千8百万円、経常利益は、保有外貨建資産の為替評価が差益に転じたものの、受取ロイヤリティーが当期はなかったことなどの減少要因があり、112.4%増の37億8千3百万円となりました。四半期純利益は、事業効率の向上を目的とした久里浜工場集約等に伴う費用を特別損失として計上した一方、投資有価証券売却による特別利益の計上や、高萩工場の産業再生特区指定に伴う優遇税制の継続等による税率減もあり、146.3%増の31億1千8百万円となりました。

セグメント別の売上概況

< 医薬品事業 >

- ・国内医薬品（92億1百万円、前年同期比1.9%増）

関節機能改善剤アルツは、引き続き先発品としてのブランド力を活用した拡販に注力したことで、医療機関納入本数及び市場シェアが拡大し、当社売上も増加しましたが、市場全体の成長鈍化の影響を受け医療機関納入本数の伸び率は縮小しました。

眼科手術補助剤オベガンは、医療機関納入本数は増加しましたが、厳しい競合が続いており、市場シェアは減少しました。当社売上は、前年同期の出荷が低水準だった反動もあり、増加しました。

内視鏡用粘膜下注入材ムコアップは、内視鏡手術の手技を浸透させる施策が功を奏しており、当社売上が増加しました。

- ・海外医薬品（32億6千1百万円、同82.8%増）

米国向け関節機能改善剤スパルツは、一部の保険会社による投与回数の多い製品を償還非推奨とする影響がほぼ一巡したこともあり、現地販売は微減にとどまりました。当社の輸出売上は、円安や販売提携先が在庫水準を高めたことにより増加しました。

中国向けアルツは、主要都市の医療機関を中心に高い品質や多くの国々で使用実績を積み重ねていることが評価されており、引き続き売上を伸ばしました。

単回投与の米国向け関節機能改善剤ジェル・ワンは、大手医薬品卸等への販路確立に向けた施策が進捗しており、売上が増加しています。今後も販売提携先とともに、ジェル・ワンを償還する保険会社の拡大や、製品の認知度を高める活動を推進することで、市場浸透を図っていきます。

なお、平成24年8月に当社が勝訴したジェル・ワンの特許侵害訴訟に対して、平成25年10月にジェンザイム社から連邦巡回区控訴裁判所に控訴の提起がありました。当社は、引き続きジェル・ワンを防御するため、適切な法的手続きを講じていきます。本控訴提起に伴うジェル・ワン販売への影響は殆どないものと想定しています。

- ・医薬品原体（8億5千2百万円、同34.0%増）

主にヒアルロン酸の出荷が順調に推移し、増収となりました。

これらの結果、医薬品事業の売上高は133億1千5百万円（同16.3%増）となりました。

< L A L 事業 >

海外におけるエンドトキシン測定用試薬等の売上が引き続き増加していることや、円安効果があり、売上高は20億8千9百万円（同17.0%増）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前年同四半期連結累計期間に比べ1億4千1百万円増加し、77億9百万円となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、38億1千1百万円となりました。これは主に税金等調整前四半期純利益38億3千3百万円、減価償却費7億5千5百万円及び法人税等の支払額6億6千8百万円の結果であります。前年同期比では26億6百万円収入が増加しております。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は22億4百万円となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出59億1千9百万円及び有価証券の償還及び投資有価証券の売却による収入42億9千7百万円の結果であります。前年同期比では16億2千2百万円支出が減少しております。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は5億1千4百万円となりました。これは主に長期借入れによる収入10億円、配当金の支払7億1千万円及び長期借入金の返済による支出7億円の結果であります。前年同期比では2億9千9百万円支出が減少しております。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

1. 当社グループの対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループの対処すべき課題について重要な変更はありません。

2. 会社の支配に関する基本方針

・ 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針

当社は、研究開発型製薬企業であることから、事業成長の源泉である新しい医薬品の研究開発には多大な時間を要するとともに長期にわたる継続的な資源の投下が必須です。したがって、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、企業価値向上のための長期的な投資の必要性を十分理解いただき、当社の企業価値及び株主共同の利益を継続的かつ安定的に確保、向上していくことを可能とする株主であることが望ましいと当社は考えています。

そもそも、上場会社の株主は株式市場での自由な取引を通じて決まるものであり、当社は、株式会社の支配権の移転を伴うような当社株式の大規模な買付行為も、これに応じるか否かの判断は、最終的には個々の株主の自由な意思に基づいて行われるべきであると考えています。

しかしながら、大規模な買付行為は、それが成就すれば、当社の経営に直ちに大きな影響を与えるだけの支配権を取得するものであり、当社の企業価値又は株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を有していることから、当該買付行為を行う者に関する十分な情報の提供なくしては、株主の皆さまが、当該買付行為により当社の企業価値に及ぼす影響を適切に判断することは困難です。このため、当社は、以下を行うことは当社の取締役としての責務であると考えています。

大規模な買付行為を行う者から株主の皆さまの判断に必要な情報を提供させること

大規模な買付行為を行う者の提案する経営方針等が当社の企業価値に与える影響を当社取締役会が検討・評価して、株主の皆さまの判断の参考として提供すること

必要に応じて、当社取締役会が大規模な買付行為又は当社の経営方針等に関して買付者と交渉又は協議を行い、あるいは当社の経営方針等に関して当社取締役会としての代替的提案を株主の皆さまに提示すること

さらに、現在の日本の資本市場と法制度の下においては、当社の企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような大規模な買付行為がなされる可能性も決して否定できない状況にあります。したがって、当社は、大規模な買付行為を行う者による情報提供、当社取締役会による検討・評価といったプロセスを確保するとともに、当社の企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模な買付行為に対する対抗措置を準備しておくことも、当社の取締役としての責務であると考えています。

・基本方針の実現に資する特別な取組み

経営の中長期的な重点課題と施策

当社は、「独創、公正、夢と情熱」を経営綱領として掲げ、従来から取り組んでいる糖質科学を中心とした独創的な医薬品等の開発・供給を通して、世界の人々の健康で心豊かな生活の向上に貢献する事業活動を展開しています。また、製薬企業としての社会的使命及び責任を深く自覚し、高い倫理観のもと法令遵守を徹底するとともに、株主をはじめとするステークホルダーの皆さまとの信頼関係の強化に努めることによって、企業価値の向上に重点をおいた経営を推進しています。

医薬品産業の経営環境は、深刻化する医療財政の逼迫や国境を越えた企業の大型再編、創薬研究の技術革新とそれに伴う新薬開発競争の激化などにより、大きな変革期にあります。

このような状況のなか、当社は、平成21年3月に「生化学工業10年ビジョン」を策定し、得意分野である糖質科学に研究開発の焦点を合わせて、『グローバル・カテゴリー・ファーマ』として発展することを目指しています。

その第1ステップとして、平成21年4月より3ヵ年の中期経営計画のもと、ビジョン達成に不可欠な「基礎体力の養成と体制の構築」に取り組み、成果をあげてまいりました。平成24年4月からは、第2ステップとして、「ACT for the future ~未来に向けて、今、行動する~」をスローガンとした4ヵ年の中期経営計画をスタートさせ、ビジョン達成に向けて、研究・開発・生産・販売の各重点戦略に対して積極的な投資を行い、成果の芽を出すことに取り組んでいきます。

生化学工業10年ビジョン

- ・コンスタントなペースで新薬（医療機器を含む）を上市し、3年程度に1つ経営の柱となり得る市場を開拓できる実力を涵養する。
- ・糖質科学に研究開発の焦点を絞って、国際競争力を確立する『グローバル・カテゴリー・ファーマ』として着実な成長を継続する。

中期経営計画（平成25年3月期～平成28年3月期）の概要

平成21年4月より3ヵ年の中期経営計画をスタートさせ、ビジョン達成に向けた第1ステップとして「基礎体力の養成と体制の構築」に取り組んできましたが、その成果と反省をもとに、平成24年4月から第2ステップとして4ヵ年の中期経営計画を策定しました。本計画のもと、ビジョン達成のために研究・開発・生産・販売の各重点戦略に対して積極的な投資を行い、成果の芽を出すことに取り組んでいきます。

<経営目標とスローガン>

- ・10年ビジョン達成に向けた萌芽形成
- ・スローガン：「ACT for the future ~未来に向けて、今、行動する~」
 - Advance : 先進性に満ちた技術
 - Challenge : 挑戦を恐れない心
 - Transparency : 透明性の高い企業

<全体戦略>

- ()研究：
 - ・糖質科学研究の裾野拡大に加え、研究テーマ創生を加速する体制を整備する。
 - ・大学や研究機関など外部学術機関の知見やノウハウを取り込み、研究成果につなげる仕組み・関係を強化する。
- ()開発：
 - ・複数テーマの並行開発に対応できる体制を構築し、腰椎椎間板ヘルニア治療剤SI-6603を筆頭とする現行パイプラインのステージアップを着実に進展させる。
 - ・グローバルな開発にも対応できる組織力を強化する。
- ()生産：
 - ・生産設備建設計画を着実に進め、最適生産体制を確立する。
 - ・リードタイム短縮などの生産効率化により、コストダウンや欠品リスク低減を図る。
 - ・大規模地震などの緊急事態発生に備え、原材料等の在庫保有方針を見直すとともに、物流体制を強化する。
- ()販売：
 - ・既上市製品の競争力を活かして販売を拡大する。
 - ・変形性ひざ関節症の疾患啓発活動等を推進し、市場拡大を図る。
 - ・中国を始めとする海外成長市場での拡販に努める一方で、新興市場開拓努力を強化する。

平成25年3月期における中期経営計画の進捗状況

単回投与の米国向け関節機能改善剤ジェル・ワンについて、当社は平成23年4月にジェンザイム社から同社が保有する米国特許を侵害するものとして、訴訟を提起されていましたが、平成24年8月にマサチューセッツ地区米国連邦地方裁判所において陪審評決に基づいた特許侵害を否定する判決が下され、当社が勝訴しました。米国では1回の投与で疼痛抑制効果を発揮するヒアルロン酸関節注射剤への需要が拡大しています。今後、大手医薬品卸等への販路確立を進めるとともに、製品特徴をアピールする販売促進施策を展開していきます。なお、中長期的なジェル・ワンの拡大に対応する生産能力を確保するため、高萩工場に専用の製剤設備を竣工しました。稼動開始は平成26年1月を予定しています。

国内市場においては、定期的実施される薬価改定の影響があるものの、高齢者人口の増加に加え、長年実施している疾患啓発活動による市場拡大を受け、関節機能改善剤アルツの販売数量は順調に増加しています。更なる需要増に対応するために、高萩工場第5製剤棟を建設しており、平成27年1月の稼動開始を予定しています。

新薬開発については、腰椎椎間板ヘルニア治療剤SI-6603の日本における第 相臨床試験が順調に進捗しています。また、米国でも平成25年4月に第 相臨床試験を開始しました。さらに、重点領域としている運動器疾患での製品ラインアップを拡充させるため、平成25年3月に関節機能改善剤SI-613の日本における第 相臨床試験を開始しました。

なお、コンプライアンス推進施策として、内部通報制度を改定し、匿名通報受付の明確化を中心に利便性を向上させるなど、問題の早期発見・解決に対応する体制整備を行いました。今後も、株主を始めとするステークホルダーの皆さまからの信頼を得るために、高い倫理観と強い責任感を持ち、常にコンプライアンスを意識した、誠実な企業活動の徹底とコーポレート・ガバナンスの向上に努めることで、引き続き経営の透明性向上を図ってまいります。

コーポレート・ガバナンスの充実とコンプライアンスの徹底

当社では、コーポレート・ガバナンスを最重要経営課題の一つと位置づけており、的確な情報収集、意思決定の迅速化と業務執行の監督機能強化を図っています。当社のコーポレート・ガバナンスに関する具体的な考え方、施策は以下のとおりです。

- ・取締役会の監督機能の強化を目的として、社外取締役1名を選任しています。
- ・経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制の構築を目的として、取締役の任期を1年としています。
- ・取締役会の機能を意思決定と業務執行監督機能に限定し、業務執行機能を分離するため執行役員制度を導入しています。
- ・常勤取締役及び執行役員が参加する経営会議を原則毎週開催し、経営上の問題点の把握及び対処方法決定の迅速化を図っています。
- ・社内監査役2名、社外監査役3名の計5名による体制を構築し、監査体制の強化に努めています。

また、社会的な倫理規範を加えたコンプライアンス・プログラムを制定するとともに、コンプライアンス推進委員会を設置し、法令遵守等の徹底に努めています。

株主利益向上のための施策

当社は、株主価値の向上を重要な経営課題の一つとして位置づけ、1株当たり年間26円を基本とし、安定的かつ継続的な配当を目指す方針としています。

内部留保については、中長期的な事業成長等を実現するため、研究開発や設備投資等に充当します。また、資本効率の向上を目的として自己株式の取得等機動的な資本政策を適宜実施していきます。

さらに、役員退職慰労金制度を廃止し、取締役、監査役を対象とした株価連動型報酬制度を導入しています。これにより、役員報酬と株主の皆さまの利益との連動性を一層向上させ、会社業績に対する経営責任を明確化し、株主価値の増大を推進しています。

・基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、上記基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的として、当社株式の大規模買付行為に対する対応策（以下「本プラン」といいます。）を定めています。

大規模買付ルールの設定

- ()株主の皆さま及び当社取締役会による判断を可能にするため、事前に当該大規模買付行為に関する必要な情報を提供いただくこと
- ()当社取締役会が、当該大規模買付行為についての検討・評価等を行い、大規模買付者と交渉し、株主の皆さまに意見・代替的提案等を提示させていただくため、一定期間は大規模買付行為を行わないこととしていただくこと

大規模買付行為に対する対抗措置の発動に関する要件及び手続並びに内容

本プランは、当社が大規模買付行為に対して発動する対抗措置（以下「対抗措置」といいます。）について、次のことを定めています。

- ()対抗措置の発動要件として、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合又は当該大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく毀損するものである場合に限り発動すること。
- ()対抗措置の発動手続として、原則、下記の独立委員会の勧告を最大限尊重して当社取締役会の決議をもって発動すること。なお、対抗措置の必要性・相当性について株主意思を確認することが適切と判断される場合には、株主総会を開催することができる。
- ()対抗措置の内容として、新株予約権の無償割当てによること。

独立委員会の設置

本プランは、対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的な判断を防止するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者で構成される独立委員会を設置することを定めています。

なお、本プランは、平成20年5月13日開催の取締役会で導入を決議し、平成20年6月20日開催の第62回定時株主総会においてご承認をいただきました。その後、平成23年6月21日開催の第65回定時株主総会において、有効期間を3年とする継続のご承認をいただきました。その全文は、インターネット上の当社ウェブサイト（ホームページアドレス <http://www.seikagaku.co.jp/corporate/kaitsume.html>）に掲載しております。

・上記の取組みが基本方針に沿い、当社の企業価値及び株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

基本方針の実現に資する特別な取組み（上記）について

上記に記載した企業価値の向上のための取組みは、当社の企業価値及び株主共同の利益を持続的に確保・向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。したがって、これらの取組みは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

基本方針に照らして不適切な者による支配を防止するための取組み（上記）について

上記に記載した本プランは、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的として導入するものです。その導入・継続にあたりましては、当社株主総会において株主の皆さまの承認を得ることを条件としています。また、本プランは、合理的かつ客観的な発動要件が満たされない限りは、対抗措置が発動されないように設定されています。さらに、当社取締役会は、対抗措置の発動に際して、対抗措置の発動の是非につき、独立委員会に諮問するものとされ、一定の場合には、株主の皆さまの意思を確認することとしています。

このように、本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」で定める3原則「()企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、()事前開示・株主意思の原則、()必要性・相当性確保の原則」に適合しており、また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

したがって、本プランは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものでなく、かつ当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

(4) 研究開発活動

当社グループは、専門分野としている糖質科学に研究開発の焦点を合わせて、世界の人々の健康で心豊かな生活に貢献する『グローバル・カテゴリー・ファーマ』として発展することを目指しています。今後の事業成長の鍵を握る新製品の早期かつ継続的な上市を実現するために、自社開発・開発品導入をバランスよく推進するとともに、内外のネットワークの強化や組織体制の整備に努めています。

当第2四半期連結累計期間における研究開発費の総額は30億6千8百万円（対売上高比率19.9%）となりました。研究開発活動の主な進捗状況は以下のとおりです。

腰椎椎間板ヘルニア治療剤SI-6603については、平成25年8月に日本における第 相臨床試験で良好な結果が得られました。これを受け、平成26年3月期中の承認申請を目指していきます。

関節機能改善剤SI-613については、平成25年8月に日本における第 相臨床試験の症例登録が終了しました。その他の研究開発活動について、重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	234,000,000
計	234,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数（株） （平成25年9月30日）	提出日現在発行数（株） （平成25年11月12日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	58,584,093	58,584,093	東京証券取引所 （市場第一部）	単元株式数 100株
計	58,584,093	58,584,093	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 （株）	発行済株式 総数残高 （株）	資本金増減額 （百万円）	資本金残高 （百万円）	資本準備金 増減額 （百万円）	資本準備金 残高 （百万円）
平成25年7月1日～ 平成25年9月30日	-	58,584,093	-	3,840	-	5,301

(6)【大株主の状況】

(平成25年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
新業株式会社	東京都港区赤坂八丁目4番14号	7,843	13.38
株式会社開生社	東京都港区赤坂八丁目4番14号	7,293	12.44
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー(常任代理人 香港上海銀行東京支店)	米国マサチューセッツ州ボストン (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	3,381	5.77
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)(注)3	東京都中央区晴海一丁目8番11号	2,418	4.12
資産管理サービス信託銀行株式会社 (みずほ信託退職給付信託みずほ銀 行口)(注)4	東京都中央区晴海一丁目8番12号	1,973	3.36
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	1,536	2.62
科研製薬株式会社	東京都文京区本駒込二丁目28番8号	1,207	2.06
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社(信託口)(注)5	東京都港区浜松町二丁目11番3号	1,089	1.85
有限会社桐栄興産	東京都千代田区一番町22番6号	700	1.19
公益財団法人水谷糖質科学振興財団 (公益口)	東京都中央区新川一丁目17番24号	693	1.18
計	-	28,136	48.03

(注)1. 上記の他、自己株式が1,777千株あります。

2. 投資顧問会社ファースト・イーグル・インベストメント・マネジメント・エルエルシーの代理人弁護士より平成25年8月30日現在で、以下のとおり株式を保有している旨の大量保有報告書(写し)の提出を受けておりますが、当社としては期末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

大量保有者：ファースト・イーグル・インベストメント・マネジメント・エルエルシー

住所：1345, アベニュー・オブ・ジ・アメリカズ, ニューヨーク, NY, 米国

保有株式数：3,837千株

発行済株式総数に対する保有株式数の割合：6.55%

3. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の所有株式数2,418千株は、全て信託業務に係るものです。

4. 資産管理サービス信託銀行株式会社の所有株式数1,973千株は、全て退職給付信託分です。

5. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社の所有株式数1,089千株は、全て信託業務に係るものです。

(7)【議決権の状況】
 【発行済株式】

(平成25年9月30日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)(注)1	普通株式 1,777,900	-	-
完全議決権株式(その他)(注)2	普通株式 56,722,800	567,228	-
単元未満株式(注)3	普通株式 83,393	-	-
発行済株式総数	58,584,093	-	-
総株主の議決権	-	567,228	-

- (注) 1. 「完全議決権株式(自己株式等)」欄は、全て当社所有の自己株式であります。
 2. 「完全議決権株式(その他)」欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が4,000株(議決権の数40個)含まれております。
 3. 「単元未満株式」の株式数の欄には、当社所有の自己株式37株が含まれております。

【自己株式等】

(平成25年9月30日現在)

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
生化学工業株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号	1,777,900	-	1,777,900	3.03
計	-	1,777,900	-	1,777,900	3.03

(注) 上記「発行済株式」の表に記載された自己株式等の内訳を記載しております。

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間において、役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成25年7月1日から平成25年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,889	6,319
受取手形及び売掛金	9,074	8,810
有価証券	5,253	5,017
商品及び製品	2,808	2,852
仕掛品	1,178	1,184
原材料及び貯蔵品	1,051	1,229
繰延税金資産	680	684
その他	682	1,213
貸倒引当金	1	1
流動資産合計	26,618	27,311
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	16,239	16,774
減価償却累計額	9,433	9,706
建物及び構築物(純額)	6,806	7,067
機械装置及び運搬具	11,419	11,884
減価償却累計額	9,474	9,914
機械装置及び運搬具(純額)	1,944	1,969
土地	965	969
リース資産	1,228	1,233
減価償却累計額	752	832
リース資産(純額)	475	400
建設仮勘定	10,344	14,429
その他	3,693	3,916
減価償却累計額	2,762	2,915
その他(純額)	930	1,000
有形固定資産合計	21,467	25,838
無形固定資産		
その他	214	193
無形固定資産合計	214	193
投資その他の資産		
投資有価証券	20,130	17,470
長期貸付金	160	140
繰延税金資産	30	33
その他	2,023	2,099
貸倒引当金	172	152
投資その他の資産合計	22,171	19,590
固定資産合計	43,853	45,623
資産合計	70,471	72,934

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,520	1,502
1年内返済予定の長期借入金	700	-
リース債務	193	188
未払金	3,545	2,686
未払法人税等	671	703
賞与引当金	616	610
事業構造改善引当金	-	499
災害損失引当金	16	16
その他	361	408
流動負債合計	7,624	6,617
固定負債		
長期借入金	-	1,000
リース債務	232	152
繰延税金負債	1,162	1,050
資産除去債務	40	41
その他	95	94
固定負債合計	1,530	2,338
負債合計	9,155	8,955
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,840	3,840
資本剰余金	5,301	5,301
利益剰余金	52,841	55,250
自己株式	2,078	2,078
株主資本合計	59,905	62,313
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,983	1,797
為替換算調整勘定	573	132
その他の包括利益累計額合計	1,410	1,665
純資産合計	61,316	63,979
負債純資産合計	70,471	72,934

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
 【四半期連結損益計算書】
 【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
売上高	13,239	15,405
売上原価	4,835	5,471
売上総利益	8,403	9,933
販売費及び一般管理費		
販売手数料	945	945
人件費	828	852
賞与引当金繰入額	172	169
退職給付費用	39	45
研究開発費	3,412	3,068
その他	1,679	1,363
販売費及び一般管理費合計	7,078	6,444
営業利益	1,324	3,488
営業外収益		
受取利息	84	67
受取配当金	88	92
為替差益	-	135
受取ロイヤリティー	428	-
その他	46	46
営業外収益合計	648	341
営業外費用		
支払利息	16	10
為替差損	122	-
投資有価証券評価損	-	35
その他	53	0
営業外費用合計	191	46
経常利益	1,781	3,783
特別利益		
投資有価証券売却益	-	560
特別利益合計	-	560
特別損失		
事業構造改善費用	¹ -	¹ 510
特別損失合計	-	510
税金等調整前四半期純利益	1,781	3,833
法人税、住民税及び事業税	513	695
法人税等調整額	1	19
法人税等合計	514	714
少数株主損益調整前四半期純利益	1,266	3,118
四半期純利益	1,266	3,118

【四半期連結包括利益計算書】
 【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	1,266	3,118
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	302	186
為替換算調整勘定	46	441
その他の包括利益合計	255	254
四半期包括利益	1,010	3,373
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,010	3,373
少数株主に係る四半期包括利益	-	-

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	1,781	3,833
減価償却費	1,026	755
事業構造改善費用	-	510
賞与引当金の増減額(は減少)	13	5
退職給付引当金の増減額(は減少)	86	67
受取利息及び受取配当金	172	159
支払利息	16	10
為替差損益(は益)	83	160
投資有価証券売却損益(は益)	25	560
売上債権の増減額(は増加)	168	311
たな卸資産の増減額(は増加)	571	123
研究開発委託金の増減額(は増加)	64	36
仕入債務の増減額(は減少)	239	25
未払又は未収消費税等の増減額	71	111
未払金の増減額(は減少)	282	33
その他	399	114
小計	1,933	4,312
利息及び配当金の受取額	183	176
利息の支払額	16	10
法人税等の支払額	896	668
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,204	3,811
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	3,135	-
有価証券の償還による収入	4,119	2,497
有形固定資産の取得による支出	4,308	5,919
無形固定資産の取得による支出	47	9
投資有価証券の取得による支出	862	598
投資有価証券の売却による収入	387	1,799
その他	20	26
投資活動によるキャッシュ・フロー	3,826	2,204
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	-	1,000
長期借入金の返済による支出	-	700
配当金の支払額	710	710
リース債務の返済による支出	102	103
その他	1	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	814	514
現金及び現金同等物に係る換算差額	39	207
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	3,475	1,299
現金及び現金同等物の期首残高	11,043	6,410
現金及び現金同等物の四半期末残高	¹ 7,568	¹ 7,709

【注記事項】

(会計方針の変更等)

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

当社は、有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却の方法について、従来、主として定率法を採用しておりましたが、第1四半期連結会計期間より定額法に変更しております。

当社は、平成25年3月期からの中期経営計画に基づき、研究・開発・生産・販売の各重点戦略に対して積極的な投資を行っており、高萩工場および久里浜工場における新規生産設備が、当連結会計年度より順次竣工し本格稼働いたします。これに併せて減価償却方法の見直しを検討した結果、以下の理由から定額法に変更することが当社の期間損益計算をより適正に表すものと判断いたしました。

1. 当社の有形固定資産は、今回の設備の増強に伴い、今後、長期安定的に稼働する見込みであり、設備の修繕・維持も定期的を実施されるため、減価償却費を含む設備に係るコストの発生も平準化されること。
2. 当社は、主力製品である関節機能改善剤アルツの主成分であるヒアルロン酸をはじめとするグリコサミノグリカンを中心に糖質科学に焦点を絞って研究から生産まで一貫した活動を行っており、研究開発に関わる有形固定資産においても、生産設備と同様の減価償却方法とすることが望ましいこと。

この変更により、従来の方法によった場合に比べ、当第2四半期連結累計期間の減価償却費は220百万円(うち研究開発費分95百万円)減少し、営業利益、経常利益および税金等調整前四半期純利益はそれぞれ171百万円増加しております。

なお、セグメント情報に与える影響については、当該箇所に記載しております。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第2四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

なお、見積実効税率に係る法人税等調整額は、法人税、住民税及び事業税に含まれております。

(四半期連結貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

1 事業構造改善費用

久里浜工場内の使用建造物集約等に伴う費用を計上しており、その内訳は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
解体撤去費用	- 百万円	247百万円
固定資産除却損	-	139
土壌調査改良費用	-	122
その他	-	1
計	- 百万円	510百万円

なお、事業構造改善費用のうち、499百万円を事業構造改善引当金に繰り入れております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
現金及び預金勘定	6,056百万円	6,319百万円
取得日から3ヶ月以内に償還期限の 到来する短期投資等 (有価証券)	1,499百万円	1,149百万円
(その他流動資産)	11百万円	240百万円
現金及び現金同等物	7,568百万円	7,709百万円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)

1. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月19日 定時株主総会	普通株式	710百万円	12円50銭	平成24年3月31日	平成24年6月20日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計
期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年11月6日 取締役会	普通株式	710百万円	12円50銭	平成24年9月30日	平成24年12月4日	利益剰余金

2. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)

1. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月20日 定時株主総会	普通株式	710百万円	12円50銭	平成25年3月31日	平成25年6月21日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計
期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年11月6日 取締役会	普通株式	738百万円	13円00銭	平成25年9月30日	平成25年12月3日	利益剰余金

2. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			調整額	四半期連結損益 計算書計上額 (注)
	医薬品	L A L	計		
売上高					
外部顧客への売上高	11,453	1,785	13,239	-	13,239
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	11,453	1,785	13,239	-	13,239
セグメント利益	980	344	1,324	-	1,324

(注)セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			調整額	四半期連結損益 計算書計上額 (注)
	医薬品	L A L	計		
売上高					
外部顧客への売上高	13,315	2,089	15,405	-	15,405
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	13,315	2,089	15,405	-	15,405
セグメント利益	3,042	445	3,488	-	3,488

(注)セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

当社は、有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却の方法について、従来、主として定率法を採用していましたが、第1四半期連結会計期間より定額法に変更しております。

この変更により、従来の方法によった場合に比べ、当第2四半期連結累計期間のセグメント利益が、それぞれ「医薬品事業」で170百万円、「L A L事業」で0百万円増加しております。

(金融商品関係)
 該当事項はありません。

(有価証券関係)
 該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)
 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額	22円29銭	54円90銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	1,266	3,118
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	1,266	3,118
普通株式の期中平均株式数(千株)	56,807	56,806

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)
 該当事項はありません。

2【その他】

平成25年11月6日開催の取締役会において、第68期(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)の中間配当を行うことを決議いたしました。

- (1) 中間配当総額 738百万円
- (2) 1株当たりの額 13円00銭
- (3) 支払請求の効力発生日及び支払開始日 平成25年12月3日

(注) 平成25年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対して、支払を行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年11月12日

生化学工業株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 芝田 雅也 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂東 正裕 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている生化学工業株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成25年7月1日から平成25年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、生化学工業株式会社及び連結子会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

会計方針の変更等に記載されているとおり、会社は有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法について、従来、主として定率法によっていたが、第1四半期連結会計期間より定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。